

平成 26 年 度  
社会福祉法人 日の出町社会福祉協議会  
事業計画書

## はじめに

平成 26 年 4 月から実施される消費税改定に伴い、将来の国を背負っていく子供や孫のために、年金・医療・福祉等に係る負担を先送りしないことや、15 年連続で続いたデフレからの脱却、財政再建という、難しい課題を同時に対処する一方、景気回復という難しい局面に立たされている状況です。地方自治体の行政運営にも厳しい中で社会福祉協議会に求められる多種多様な要望も寄せられ、高齢者人口も平成 26 年 1 月末現在では、65 歳以上の方が 31.24%と年毎に上昇傾向にあり一層、(基本理念である「みんなでささえあい ともに生きていく やさしいまちづくり」に基づき)地域福祉活動の充実に努めてまいります。

つぎに、平成 26 年度の日の出町地域福祉活動計画の初年度を迎え、過去 5 年間の反省と見直しも含め実施に当たりたいと考えております。

平成 26 年度の主な事業内容は、前年度に引き続き、町からの指定管理者の受託事業である老人福祉施設・介護予防拠点施設・障害者福祉施設の管理運営を行います。社会福祉協議会の事業としましては、小地域福祉活動の推進 ボランティアセンター事業として、ボランティア団体の支援育成 生活支援の充実として、生活福祉資金貸付事業・受験生チャレンジ支援貸付事業 地域福祉権利擁護事業 子育て支援事業・高齢者支援事業等となっております。

なお、これらの事業を実施する活動財源は、町民の皆様にご理解をいただいております会員会費や寄付金、共同募金、歳末たすけあい運動募金、町からの補助金が主でありますので事業執行に当たっては効率的、効果的な事業運営に努めてまいります。

また、平成 26 年度においても地域福祉推進の中心的役割を担っていくため、自治会、民生児童委員、福祉協力員、ボランティア団体等、福祉に携わる多くの皆様のご協力をいただき、各事業を遂行し、高齢者や障がい者、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりの一翼を担う事業を目指して、次のように取り組んでまいります。

## 1 法人運営事業

### (1) 社協会員の増強及び自主財源の確保

社会福祉事業等を通じ、本会の性格、事業内容について町民に理解いただき、住民総参加を目標に会員会費の増強に努めるとともに新財源の確保を図る為の事業を積極的に展開します。

ア 会員会費増強月間 8 月(年間を通じて受付)

イ 福祉バザー 11 月

ウ 入れ歯回収ボックスの設置

(不要となった古い入れ歯を回収し、その入れ歯に使われている貴金属を精製した益金を日本ユニセフ協会と社会福祉協議会に寄付する活動を行います)

### (2) 理事会、評議員会の開催

事業及び予算等の執行について審議するため、理事会、評議員会を開催します。  
また、理事の研修会を実施し、本会の組織運営及び事業強化を推進します。

### (3) 監査の実施

法人の適正な運営と明瞭な会計処理が進められているか監査を実施します。

ア 決算監査 5月開催

イ 中間監査 10月開催

ウ 顧問税理士による巡回監査・会計指導 毎月1回

### (4) 調査研究・企画事業

地域のニーズにあった社会福祉事業を推進するため、先進地の視察等を企画し、福祉の向上を図ります。

### (5) 連絡調整事業

東京都社会福祉協議会、社会福祉関係の諸団体施設及び関係行政機関との連絡・調整を密接にし、社会福祉事業の円滑な活動と進展を図り地域福祉の向上を図ります。

### (6) 普及・組織強化事業

事業活動等の円滑な推進と福祉意識の高揚を図るため「社協だより」の発行をはじめ、インターネットを活用したホームページでの情報提供など、福祉に関する広報活動を行い、地域住民の社会福祉に対する理解と参加を促進することに努めます。

ア ひので社協だより 年4回発行(4月、7月、10月、1月)

イ ホームページ

事業内容及び施設案内、福祉情報等を随時更新し、町民に提供します。また、電子メールを活用し、町民からの問い合わせ等に対応していきます。

ウ パンフレット

事業内容及び施設案内、福祉情報等を事務所、各施設に置き、情報提供していきます。

エ イメージキャラクター(デ・ヒーノ)

イメージキャラクターを有効活用し、福祉事業のPR等に努めます。

### (7) 福祉団体等助成事業

日の出町手をつなぐ親の会、無認可保育園(大久野幼児園)、日の出町遺族会等の育成支援を図ります。

### (8) 職員研修体制の整備

職員のスキルアップを図るため、各専門分野において研修を実施し、職員間での研修等も実施します。

ア 東京都社会福祉協議会・東京都で実施される各専門研修への参加

イ 経理研修の参加や学習会の実施

### (9) 苦情解決相談窓口の整備

福祉サービス利用者からの苦情等に対し、受付担当者、責任者を設置し、全職員への情報の共有化も図りながら的確に対応できるように職員体制を整備します。

## 2 地域福祉事業

### (1) 地域福祉事業

・第3次日の出町地域福祉活動計画を策定し、職員地区担当制の充実や、小地域福祉活

動を積極的に推進します。

- ・小地域福祉活動の助成金として、各自治会に一律30,000円と前年度の自治会ごとの会員会費(前年度実績)の20%を助成します。(会員会費より10%、共同募金より10%)

#### ア 福祉協力員の人材育成

福祉協力員が地域で福祉課題の解決を支援していくため研修・先進地視察などを行い、人材育成に努めます。

#### イ 小地域ネットワーク会議による連携強化

小地域福祉活動を推進するために、自治会長、民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア、行政、施設、各関係機関等に協力をいただきネットワーク会議を開催します。

#### ウ サロン活動を中心とした住民交流拠点づくり

小地域福祉活動における「ふれあいいきいきサロン」の開設を検討し、拠点づくりを目指します。平成24年度より、小地域福祉活動モデル地区の取り組みを推進します。

#### エ 福祉教育推進

福祉講演会、各種講習会、福祉制度学習会、福祉機器見学会、認知症の理解と支援、先進地へ視察研修等を行い、住民の福祉の向上やボランティア意識の啓発を行います。

#### オ 住民座談会

住民座談会を開催し、小地域単位の地域のニーズを把握、住民同士の連携を図っていきます。

#### カ 職員地区担当制(ささえあい隊)

小地域福祉活動を推進していくために、職員が各自治会に出向き、住民の支えあい活動の支援をする地区担当制を実施します。

#### キ 地域福祉コーディネーター養成

地域福祉を推進していく社協職員がコミュニティーソーシャルワーカーとして実践できるように東京都社会福祉協議会主催の地域福祉コーディネーター養成研修・日本地域福祉研究所の研修に参加し資質の向上に努めます。

#### ク 元気の種まき事業(平成22年度より)

町民の健康増進を図ることを目的に、本会と日の出町町民課、子育て福祉課、いきいき健康課、文化スポーツ課が連携し新しい事業に取り組みます。

#### ケ 第3次日の出町地域福祉活動計画の策定(継続)

平成25年7月より、日の出町地域福祉活動計画策定委員会を設置し日の出町地域福祉活動計画「ささえあいのまちづくりプラン-日の出2009-」の見直しを行い、平成26年度に第3次計画を策定します。

#### コ 在宅福祉の推進

要介護世帯へ日常生活用品等を贈り、生活意欲の助長促進を図ると共に福祉施設へ援護金を贈り、施設運営の支援を行います。

在宅介護者友の会への助成、介護(教室)教育、施設見学会、研修会を開き、在宅の介護者を積極的に支援します。男性介護者の支援にも積極的に取り組みます。

## サ 援護事業

被災家庭に見舞金を支給します。

### (2) 子育て支援事業

子供たちの健やかな成長を願い、また夢や希望をもって育む子供たちの育成を目指し事業を行います。

#### ア 新入学児童への黄色い傘の贈呈

児童の交通安全対策として、新入学児童に黄色い傘を贈呈します。

#### イ 保育園児等にプレゼントの贈呈（12月、2月）

町内の保育園児（町内5保育園）、未就園児（共同保育こぐま）の遊戯会等にプレゼントを贈呈します。

#### ウ 日の出町要保護児童対策地域協議会へ参加し、連携を図ります。

### (3) 高齢者支援事業

在宅の高齢者が住み慣れた地域で健康で安心した生活が送れるよう支援します。

#### ア 敬老福祉大会を町と共催し、祝品を贈呈します。

#### イ 軽スポーツ、レクリエーション活動を実施し、地域高齢者の健康推進活動を支援します。

### (4) 障がい者支援事業

障がい者が自立した生活を送り、積極的に社会参加が出来るよう支援します。

#### ア 秋川流域ふれあいクリスマス会

日の出町社協、あきる野市社協、檜原村社協が共催し、秋川流域社会奉仕団体の協力のもと、在宅の障がい児（者）に対し、クリスマスの楽しいひとときを提供するとともに、障がい児（者）同士及び障がい児（者）とボランティア等との交流を図ることにより、障がい児（者）の理解と社会参加を広げます。

#### イ 日の出町自立支援協議会へ参加し、連携を図ります。

### (5) 福祉用具等貸出事業

在宅の要介護者（介護保険認定外の高齢者、障がい者等）、突発的に必要となった方等（足などを骨折し動けない方等）に対し、日常生活用具（車椅子・ポータブルトイレ）の貸し出しを行います。また、小地域福祉活動を行う団体などにレクリエーション用具等の貸し出しを行います。

### (6) 社協バス運行事業

専有バスを有効的に活用し、地域福祉活動をはじめ、各種福祉団体等の活動の範囲を支援します。

### (7) その他の福祉事業

#### ア 歳末たすけあい運動

歳末たすけあい運動は共同募金の一環として位置付けられ地域福祉推進のための募金運動として毎年実施しており、住民の尊い募金が日の出町の福祉の充実のために使われるような事業展開を行います。募金の一部は、要保護世帯、要介護世帯、在宅の要介護身障者への見舞金として配分します。

#### イ 日の出町遺族会の事業を支援していきます。

## 3 有償家事援助サービス事業（まごころサービス）

日常生活で何らかの手助けや介助が必要な高齢者（利用会員）の方に、地域住民（協力会員）が有償で家事援助等のサービスを提供します。

会員の対象

ア 利用会員（社協会員） 概ね60才以上の方

イ 協力会員（社協会員） 20才以上の健康な方、熱意をもってサービスを提供できる方

サービス内容

食事、洗濯、掃除、買い物、外出の介助、留守番、話し相手など日常生活の困りごとをお手伝いします。

利用料金

ア 利用会員 1時間 1,000円

別途、材料費及び交通費等の必要経費が生じた場合は、利用会員にご負担いただきます。

協力費

ア 協力会員 1時間 900円

#### **4 総合相談支援事業**

社協職員が相談員となる体制を作り、事業を展開していきます。町の法律相談、民生委員・児童委員、日の出町子ども家庭支援センター、日の出町包括支援センター、法テラス東京、多摩パブリック法律事務所、東京都社会福祉協議会と連携を図ります。

#### **5 福祉サービス利用援助事業**

##### **(1) 地域福祉権利擁護事業**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用及び日常的金銭管理、書類等の預かりに関する援助等を行います。地域において利用者が自立した生活が送れるよう支援する事を目的に、ご本人との契約の後、金銭や通帳の管理、福祉サービスの利用の手続きなどを行います。専門員、生活支援員、業務担当者を設置し、他関係機関との連携を密に行いご本人が地域でいきいきとした生活を送れるよう支援します。

#### **6 ボランティア活動推進事業（日の出町ボランティアセンター）**

平成21年度より設置した運営委員会に意見や協力をいただき、住民主体による事業の推進を行います。

##### **(1) ボランティア活動推進事業**

ア 福祉教育の支援

高齢者疑似体験セット等を貸し出し、福祉教育を支援します。

イ ボランティアコーディネート機能の充実

個人ボランティアへ広報、ネットワークなどを活用し、ボランティアを必要としている施設、団体等へ活動したい人のコーディネートを行います。

ウ ボランティア育成

災害ボランティア、精神保健福祉ボランティア等、各種ボランティアの育成のために講座や、講演会を実施しボランティアの育成を推進します。

エ 登録ボランティア団体支援

登録ボランティア団体支援としてボランティア団体が安定して活動できるように助

成金の交付、情報提供、相談等を行います。

オ ボランティアセンター運営委員会

平成21年度から設置した運営委員会を中心として事業推進します。

カ 精神保健福祉ささえあいの会

精神保健福祉ボランティア育成をするために、精神保健福祉について地域に広く理解促進を図るための企画・実践を行うことを目的として、実行委員会を平成21年度から設置し、事業推進します。

キ 夏体験ボランティア事業

ボランティア活動に興味、関心を持つ方に活動を体験する機会を提供します。

ク ボランティア情報の提供事業

ボランティア活動や関連情報、センターについての情報を広報誌、ホームページ等を活用して発信します。

ケ 防犯ボランティア活動支援

防犯ボランティアに登録いただいた方のボランティア保険の助成と腕章の貸し出しを行い、防犯ボランティア活動を支援します。

コ 他地区社協ボランティアセンターとの連携

講座、災害訓練等の共同開催、情報交換等を行います。

平成24年度より西多摩ブロックで合同事業を実施し、西多摩地区のボランティア活動のさらなる充実を目指します。

**(2) 日の出町おでかけ支援ドリームカー事業(日の出町受託事業)**

65歳以上の在宅の町民で日常生活に車椅子を利用している方、または下肢など不自由なため歩行や移動が困難な方の生活の向上を図る目的で設置したおでかけ支援ドリームカー事業を町から受託し運営を行います。

**7 社協ホームヘルプサービス**

在宅の要介護者や要支援者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、日常生活機能の改善や維持向上が図れるように努めます。

**(1) 訪問介護事業(介護保険法)**

介護を社会全体で支え、介護が必要になった高齢者に、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行い、在宅での生活を支援します。

ア 対象者 要介護1～5の方

イ サービス内容 身体介護、生活援助

**(2) 介護予防訪問介護事業(介護保険法)**

利用者とホームヘルパーとが一緒に家事等を行うことで、利用者の日常生活機能の改善や維持・向上を図り、在宅での生活を支援します。

ア 対象者 要支援1～2の方

イ サービス内容 介護予防訪問介護

**(3) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業(障害者総合支援法・障害福祉サービス事業)**

障害者総合支援法に基づき、独立して日常生活を営むことに支障のある障がい者(児)

のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などを行うことで、障がい者（児）が健全で安らかな生活を営み地域の中で自分らしく暮らしていけるように支援します。

ア 対象者 区市町村より支給決定を受けた障がい者（児）

イ サービス内容 身体介護、家事援助、通院介助、重度訪問介護、同行援護

#### **（４）移動支援事業（障害者総合支援法・地域生活支援事業）**

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援（ガイドヘルプ）を行います。

ア 対象者 区市町村より支給決定を受けた障がい者（児）

イ サービス内容 移動支援

#### **（５）利用相談事業**

利用者のサービスに対する苦情や意見について、対応窓口を設けるとともに、対応内容について利用者に十分説明します。

#### **（６）研修等事業**

ア 研修

介護に対する専門性を高めるため、全ての職員を対象とした研修を実施し、また、計画されたサービスを全てのホームヘルパーが同じ水準で提供できるよう、基本的なサービス内容を標準化し、その手順を統一化するように努めます。

イ 会議

介護に対する専門性を高めるため、介護技術の向上に努めるとともに、利用者の問題点や課題を的確に把握できるようカンファレンスや事例検討会を有効に活用します。

### **８ 日の出町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所**

利用者が要介護状態等になった場合において、その利用者が可能な限り居宅で、自分の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、下記の事項を配慮して、居宅介護支援事業を行います。

#### **（１）居宅介護支援事業**

ア 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めます。

イ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重します。また個人情報保護にも努めます。

ウ 常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。

エ 町、民生委員、包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

オ 指定居宅介護支援事業者として、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。第三者評価委員会の設置も検討します。

カ 介護支援専門員の育成と資質向上のため、各種研修等への積極的参加をします。

キ 利用者に対する損害賠償に備え、民間の損害賠償保険に加入します。

ク 運営適正化委員会の設置や苦情対応など介護サービスにおけるリスクマネジメントについては、将来的に検討します。

ケ 介護保険制度についての相談に対する確かなアドバイスを行います。

## (2) 要介護認定調査

町より受託を受け、公平・公正な調査を実施します。

## (3) 居宅介護支援の内容

ア 在宅で生活している要介護状態等にある高齢者等（以下「要介護者等」）が日常生活を営むために必要な居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（以下「居宅サービス計画」）を作成します。

イ 居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者と連絡調整等を継続的に行います。

## 9 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業）

東京都社会福祉協議会からの受託により、生活福祉資金、総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金を貸し付け、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、離職者世帯等の自立及び更生を図ります。

## 10 受験生チャレンジ支援貸付事業（日の出町受託事業）

学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室（学習塾等）の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援していきます。

## 11 赤い羽根共同募金運動

赤い羽根共同募金は、共同募金会が主体となり、地域福祉の推進を目的として実施している活動です。いただいた募金は、地域の施設へ助成され活用されます。募金は東京都共同募金会へ納付後、日の出町における募金額の65%を限度額とした地域配分（B配分）として、日の出町で活かすことを目的とした配分として充てられます。

全都配分（A配分）

地域を超えた事業、備品整備や特別事業を配分対象とします。

地域配分（B配分）

その地域で活かすことを目的とした配分です。地域性の高い施設・団体を対象とし、おもに地域福祉を増進する事業を対象とします。

## 12 平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター（指定管理施設）

高齢者外出支援バスの普及により、徒歩で来館する近隣の方だけでなく、支援バスを利用し町内全域からの来館が可能な環境が整いました。老人福祉センターとしての機能を十分に発揮し、施設をできる限り活発に活用してもらうため、下記の事項の充実が求められます。

高齢者の教養の向上及びレクリエーションの実現

高齢者の機能回復訓練、その他健康保持増進事業の実施

地域老人クラブの援助指導の実施

高齢者が生涯の最後の段階まで自立して生活していくための生きがい活動の実



施 また、高齢者の社会参加、介護予防等に更なる充実を図り「アクティビティ（心身生活の活性化）サービス」の実現を目指した運営の実施

### (1) 健康管理サービス事業

実施時間 月曜日～金曜日 9時～16時

・電気治療器（\*） ・マッサージ機

（\*）9000Vの交流電気による電界を発生させ、高圧電界で体をつつむ電気治療機です。この機械は、血行をよくし、体液の流れを円滑にする働きや、交流の微振動刺激により、全身のツボをマイクロマッサージする等多数の特徴があります。

### (2) 各種相談事業（随時）・健康保持増進事業

生活相談・健康相談・福祉相談等、利用者の各種相談に応じます。町の健康保持増進事業である介護予防教室、いきいき長寿サロン(学習編)・(体操編)・(食物編)の実施に会場提供をし、協力していきます。

歩行浴槽の活用

個人利用者だけにとどまらず専門講師による水中歩行教室を実施し、多数の高齢者の方に健康意識を深めていただくとともに、健康維持および運動機能の向上を目指します。

歩行浴実施時間 月曜日・水曜日 10時～15時30分（事前予約制）

### (3) 教養講座事業（寿講座）

各種講座は生涯学習を目的とし、高齢者の教養の向上、趣味の場、生きがい活動の場を提供しています。

ア 講師指導によるセンター主催の講座

・カラオケ教室 ・ダンス教室 ・華道教室 ・民謡教室

### (4) レクリエーション事業自主グループ活動

ア ・コーラス ・編物 ・詩吟 ・茶道 ・アミアミサークル

・囲碁・将棋 ・トリム体操 ・カラオケ ・手芸 ・太極拳 ・健康体操

・ヨガ ・アグレ健康体操 ・太鼓愛好会 ・布の会 ・書道

イ その他

特別企画として利用者相互の交流の機会、レクリエーションの機会として期待されている企画の実施をします。

・遠足など

### (5) 利用者増加推進事業

地域の方へ施設の理解を深めていただけるようPR事業として、インターネットを活用したブログ等に日々の出来事の紹介などをすること等、ふれあい総合福祉センターを来館するきっかけづくりとなるよう、企画事業なども紹介していきます。

### (6) 各種貸出事業（施設貸出）

日の出町内にある福祉活動団体の総会や打ち合せ等の集会の場として、また高齢者のサークル活動等、自主活動の拠点として、施設の貸出を実施していきます。

### (7) 学校教育、総合学習の時間のサポート

高齢者との交流の機会の場を積極的に提供していきます。

### (8) ボランティアの活動場所

ボランティアの協力は福祉施設にとっては必要不可欠なものとなっています。ボラ

ンティアをする方にとっても楽しく活動できる場として施設の活用を実施していきます。

### **(9) 温泉入浴サービス事業**

温泉施設（つるつる温泉使用）等を利用していただき、看護師による健康チェック、健康相談を実施、地域高齢者の日常の健康管理の援助を致します。

**実施時間（入浴時間）** 火・木・金曜日

10:00～19:00（月・水曜日入浴休み）

## **13 日の出町大久野老人福祉センター（指定管理施設）**

町の高齢者外出支援バスの普及により、徒歩で来館する方だけでなく、支援バスを利用し町内全域からの来館が可能な環境が整ったなか、老人福祉センターの機能を十分に発揮し、施設をできる限り活発に活用するため、下記の事項の充実が求められています。

高齢者の教養の向上及びレクリエーションの実現

高齢者の機能回復訓練、その他健康保持増進事業の実施

地域老人クラブの援助指導の実施（日の出町悠友クラブ連合会事務局）

高齢者が生涯の最後の段階まで自立して生活していくための生きがい活動の実施

また、高齢者の社会参加、介護予防等に更なる充実を図り「アクティビティ（心身生活の活性化）サービス」の実現を目指した運営を実施していきます。

### **(1) 健康管理サービス事業**

**実施時間** 月曜日～金曜日 9時～16時

・人口温泉（男・女） ・マッサージ機 ・朝の体操（健康増進及び維持）

・交流高圧電位治療器（\* スカイウェル）

（\*）9000Vの交流電気による電界を発生させ、高圧電解で体をつつむ電気治療機です。この機械は、血行をよくし、体液の流れを円滑にする働きや、交流の微振動刺激により、全身のツボをマイクロマッサージする等多数の特徴があります。

### **(2) 各種相談事業（随時）・健康保持増進事業**

生活相談・健康相談・福祉相談等、利用者の各種相談に応じます。健康教室（町保健センター主催）の実施に伴う介護予防に関する事業の援助を実施します。

### **(3) 教養講座事業（寿講座）**

各種講座は生涯学習を目的とし、高齢者の教養の向上、趣味の場、生きがい活動の場を提供しています。

**ア 講師指導によるセンター主催の講座**

・カラオケ教室 ・華道教室 ・書道教室 ・俳句教室

・編物教室 ・籐細工教室 ・ちぎり絵教室 ・手芸教室 ・ヨガ教室

### **(4) レクリエーション事業自主グループ活動**

**ア 自主活動**

・茶道 ・短歌 ・趣味の会 ・手芸 ・将棋 ・囲碁

**イ その他**

特別企画として利用者相互の交流の機会、レクリエーションの機会として期待されている企画の実施をします。

・館外研修 ・演芸会 ・映画会 ・食事作り会 ・軽スポーツ等

## (5) 利用者増加推進事業

地域の方へ社会福祉協議会や老人福祉センターの理解を深めるための事業として、ブログ等インターネット上にて日々の出来事の紹介や老人福祉センターを来館するきっかけづくりとして企画事業などでPRを実施していきます。

## (6) 各種貸出事業（施設貸出）

日の出町内にある福祉活動団体の総会や打ち合せ等の集会の場として、また高齢者のサークル活動等、自主活動の拠点として、施設の貸出を実施していきます。

## (7) 学校教育、新学習指導要領による総合学習の時間のサポート

小学生達と昔遊び等を通じ、日本の伝統遊具の継承及び、高齢者と子供達との交流の機会の場を積極的に提供していきます。

## (8) ボランティアの活動場所

ボランティアの協力は福祉施設にとっては必要不可欠なものとなっています。ボランティアをする方にとっても楽しく活動できる場として施設の活用を実施していきます。

## 1.4 日の出町本宿老人福祉センター（指定管理施設）

「ひので三ツ沢つるつる温泉」を利用した温泉入浴サービス事業を最大限に活用、また地域密着型小規模施設という特長を最大限に生かし、地域高齢者の生きがい活動・社会参加・介護予防を全力でサポートしていくとともに、来館者の皆様に更に親しまれる施設を目指して、管理運営と環境整備に努めてまいります。

### (1) 温泉入浴サービス事業

温泉施設（つるつる温泉使用）等を利用していただき、看護師による健康チェック、健康相談を実施、地域高齢者の日常の健康管理の援助をいたします。また、一人での入浴が困難な高齢者、障がい者を対象としたリフト付きの入浴設備（健康風呂）を設置しており、誰でもが利用しやすい施設運営を目指してまいります。

利用時間（入浴時間） 月・水・金曜日

10:00～19:00 受付は18:30まで（火・木曜日は入浴休み）

健康風呂は予約制で、利用者1人あたり月2回まで利用可能です。ただし、介助者の付き添いが必要になります。

健康チェック、健康相談は、月・水・金曜日の10:00～15:00となります。

#### ○ 健康機器

利用時間 月・水・金曜日の9:00～19:00まで。

火・木曜日は9:00～17:00まで

各種マッサージ機（椅子型マッサージ機3基、ベット型マッサージ機1基）：有料  
電子浴治療器（スカイウェル）5基無料

### (2) レクリエーション事業 囲碁、将棋の開放 毎週木曜日

### (3) 自主サークル活動支援事業（施設貸出事業）

利用時間は、健康機器と同じ。

町内在住の高齢者で組織される団体やボランティア団体等に茶室・会議室を提供し、地域サークル活動、福祉活動の援助を行うとともに、町内利用者の増加推進を図ってまいります。

利用の対象は下記のとおり

町内在住の60歳以上の方で組織されている団体

町または日の出町社会福祉協議会の認めた団体

#### (4) 健康維持・介護予防事業

健康体操教室を実施（第2・4木曜日）します、合わせてエアロバイク2基、ルームランナー1基を無料で開放し、高齢者の健康維持・介護予防をサポートしてまいります。

#### 15 地域活動支援センター日の出町ユートピアサンホーム（指定管理施設）

主に知的障がい者の日々の生活（ADL〔日常生活動作〕・QOL〔生活の質〕）の向上及び、充実を図るとともに、健康維持活動及び利用者が理解しやすい軽作業を中心に活動を続けていきます。オリジナル製品においては、薪・木工製品・卵クッション・農産物・アクセサリー等の作製を行う事で利用者の活動の幅を広げます。また、個別支援計画を作成し、個々に合った対応を図り、支援向上に努めます。

このほか、利用者の自立心や協調性、社会性を養い、より多くのことを体験するため、行事活動や公共の交通機関を利用した外出、買い物や外食など社会適応訓練と並行して実施していきます。

##### (1) 作業活動

ア 薪作り、宿泊施設清掃作業、幼稚園の野菜委託生産・室内軽作業

イ オリジナル製品（木工・卵クッション・商品ラベル・農産物・アクセサリー作品）

##### (2) 健康維持活動（体力・筋力・免疫力の向上）

ア 町内や秋留台公園を利用したウォーキング及び散歩

イ エアロビック（月2回）

ウ リトミック（月2回）

エ プール活動（温水プール等スイミング施設の利用）

オ 定期健康診断

カ 保健指導（歯科指導）

キ 体重測定（月1回・体重・体脂肪・血圧・心拍を測定）

##### (3) その他の活動

ア 自主的活動の充実（デパートへの買い物やレストランへの外食）

イ 調理実習（年1回）

ウ お茶稽古（月1回）

エ 保護者会（年6回）

オ 個別支援計画面接（年2回 半期に1度の見直し）

カ 作業見学（通年 保護者及び施設関係者対象）

キ 職員会議（月1回・3月のみ2回）

ク 防災訓練（年2回）

ケ 職員研修（資質向上の為）

コ ボランティア（年2回 中学生を対象）

サ 幼稚園児との交流（年3回 野菜の収穫を中心に行う）

シ 車輛点検（月1回 3人体制で行う）

ソ 相談支援（利用者を中心に常時行う）

## 16 地域活動支援センター日の出町ユートピアひまわりホーム（指定管理施設）

精神障がい者が日中過ごせる町内唯一の機関として、「地域で暮らしたい」「働きたい」「充実した生活がしたい」という利用者の夢が実現できるよう、身体状況や精神状態に配慮しながら、利用者ひとりひとりに適した支援や働きかけを行います。その結果として、それぞれの能力が発揮でき、一人でも多くの方が社会復帰できるよう、よりよいサービス提供を実施します。

### (1) 生活支援

#### ア 相談支援

個々人が抱えている悩みや望みを聞き、個々人に合った支援を利用者とともに考えます。

#### イ 利用者全体会議

自分たちで自分たちの抱えている問題が解決できるようになることを目指します。(月1回程度)

#### ウ 保護者懇談会

年2回(5月・10月)開催します。また、個別面談も随時受け付けます。

### (2) 地域交流

ア 町内の行事への参加 さくらまつり・産業まつりに参加します。

イ 秋川流域行事への参加 施設交流会等

ウ 中学校体験学習の受け入れ

### (3) 健康管理

ア 検便 食品取扱作業・喫茶店運営の観点から、毎月1回腸内病原細菌培養検査を行います。

### (4) 関係機関との連携

ア 利用者への円滑・効果的な支援を行うため、保護者・病院・保健所・精神保健センター・行政窓口・民生児童委員などと連絡を密にとります。

イ 地域での生活を目指す入院患者の実習受け入れを行ない、退院後に円滑な地域生活が送れるような生活体験の場を提供します。

### (5) 体力づくり

#### ア スポーツレクリエーション活動

作業の合間等に、ウォーキング、卓球等のスポーツレクリエーション活動を実施します。体力の差等の問題にかかわらず、1人でも多くのメンバーが共に楽しめると同時に、体力の維持・向上につなげられる内容を企画検討・実施してまいります。

### (6) 防災

ア 初期消火訓練・避難訓練・通報訓練・応急救護訓練などを行います。

### (7) 喫茶店活動

ア 本宿老人福祉センター内で、「珈琲とクッキーのお店 喫茶ひまわり」を支援ボランティアさんの協力のもと、営業しています。営業時間は月・水・金曜日の午前10時00分から午後2時30分とし、コーヒー・紅茶のほか「ひまわりホーム」で作るパン・ケーキ・クッキー・アイスクリーム・軽食等を販売します。喫茶店

活動が円滑にできるよう、年2回(7月・1月)ボランティア調整会議を実施いたします。

(現在は温泉開業日に合わせた週三日の営業)

#### (8) パン製造販売

ア 平日午前9時50分から製造します。喫茶店、個人販売、老人福祉センターなどで販売しています。

#### (9) 菓子製造販売

ア 平日午前9時50分から製造します。喫茶店、個人商店、個人販売、老人福祉センターなどで販売しています。

#### (10) 受注軽作業

ア ポリマー樹脂容器に商品ラベルを貼る軽作業や、町内の印刷会社からの軽作業を受注・実施しております。また、突発的な受注にも柔軟に対応致します。

#### (11) 就労支援

ア 支援

自立支援協議会の活動に準じ、就業・生活支援センターやハローワーク、障がい者職業センターなどと連携しあい、就労から定着まで支援します。

#### (12) 余暇活動

##### 利用者自身で企画検討・実施する活動

利用者の自立心を養うことを目的として、利用者自身で下記の内容について企画検討・実施していきます。なお、職員が随時サポートで入ります。

ア 日帰り園外活動の実施

年1回程度社協バスを利用した日帰り園外活動を実施します。

イ 公共交通機関利用訓練(電車 de ゴ )

年1回公共交通機関の利用訓練を兼ねた日帰り園外活動を実施します。

ウ サマーキャンプの実施

利用者が保護者の下から離れることにより利用者の自立心を養うと同時に保護者(家庭)の休養を図ります。また通常とは異なる環境下(宿泊による集団生活)をとおして、互いに協調性をもつこと、ひまわりでの活動内では見ることのできない部分(日常生活)の見直しを図ります。

エ 西多摩フレンド交流会への参加

西多摩地域の精神障がい者施設で構成された西多摩フレンド交流会が年1回開催する交流行事及び毎月1回の準備会議に参加します。

オ 社協西多摩ブロック障害者施設連絡会主催交流会への参加

社協西多摩ブロック障害者施設連絡会(通称:西プロ)が主催する年2回の交流行事に参加します。

カ ミニ行事の企画検討・実施

隔月に1回程度、カラオケや映画観賞、ハイキング等のミニ行事を企画検討・実施します。

##### その他の余暇活動

利用者がゆとりと安らぎを感じることを目的として以下の活動を実施します。

#### ア 園芸クラブの実施

季節ごとに庭の花壇やフェンス等を利用した園芸活動を実施。敷地内緑化に努めます。

### (13) 啓発活動

#### ア ボランティアの受け入れ

民生・児童委員協議会やボランティアセンターなど関係機関と連携し、ボランティアを受け入れます。

#### イ 福祉専門職養成研修への協力

ホームヘルパーを目指す人たちや看護師・保健師・医師などを目指す人たちに施設見学を受け入れます。

## 17 大久野健康いきいきセンター（指定管理施設）

日の出町大久野健康いきいきセンターでは、介護予防拠点施設として高齢者の介護予防にかかる生活、健康等の各種相談及び援助指導をはじめ、町民の健康保持増進に関するサービスを提供し、介護予防事業だけではなく、一般（他市町村）利用者の方々にも「ひので三ツ沢つるつる温泉」を利用した入浴サービス事業を実施し、誰もが安全、安心して利用できるセンターとして、町民の集会、公共的利用の推進を行います。

### (1) 介護予防事業

介護予防プログラム(転倒骨折予防教室＋入浴)を包括支援センターと協力し、高齢者の介護予防をサポートしていきます。

### (2) 入浴サービス事業

介護予防プログラムに入浴サービスを提供することをはじめ、一般（他市町村）利用者にも浴場を利用していただき町民の健康づくりの援助をしていきます。

浴場使用時間

月曜日、火曜日、木曜日 10：30～19：00

### (3) 施設貸出事業

健康ホール、健康相談室、休憩室の貸出を実施し、町民の健康増進、教養向上のサポートをしていきます。

利用の対象は下記のとおりです。

町内に居住する者及び団体

会長が認めた者及び団体

貸出を希望する際は、予約、申請が必要になります。

**各老人福祉センターの利用料金及び入浴可能曜日は下記のとおりです。**

**温泉施設 利用料金表**

一般料金（町外および町内在住の未登録者）	400円
65歳以上の町民	100円（75%割引）
65歳未満の町民	200円（50%割引）
町民の者で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示する者及び、その者の付添人（1名まで）	100円（75%割引）

**温泉入浴可能曜日（施設別）**

施設名	月	火	水	木	金
平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター(597-4040)					
温泉利用可能時間 10時～19時（最終受付 18時30分）					
本宿老人福祉センター(597-5971)					
温泉利用可能時間 10時～19時（最終受付 18時30分）					
大久野健康いきいきセンター(588-7210)					
温泉利用可能時間 10時30分～19時（最終受付 18時30分）					